

ライセンス契約書 保証及び免責事項

～絶対客観式トレンド計測インディケータ～

『絶対客観式トレンド計測インディケータ』（以下「トレンド計測インディケータ」という）は、株式会社中今技術（以下「当社」という）の制作した著作物であり、トレンド計測インディケータに関する全ての知的財産権は当社に帰属します。

トレンド計測インディケータの購入者は、製品のサポート情報及びアップデートに関する情報を受け取るために、以下内容を理解納得の上、電子上でトレンド計測インディケータの購入申し入れを行って頂く必要があります。また、本トレンド計測インディケータ購入者は、トレンド計測インディケータを使用するにあたって、以下に示す本ライセンス契約の各条項に同意する必要があります。

トレンド計測インディケータの使用許諾を受けるにあたり、以下の項目に同意します。

1. トレンド計測インディケータの購入者は、トレンド計測インディケータに、企業固有の情報及びその他のトレンド計測インディケータに関する固有の情報が含まれていることをご認識ください。
2. 当社は、本契約書の各項目への同意を条件として、トレンド計測インディケータの（非独占的、非排他的な）使用許諾を本トレンド計測インディケータ購入者に供与します。ただし、トレンド計測インディケータの使用許諾を受けた者（以下「ライセンス契約者」という）であっても、トレンド計測インディケータに関する知的財産権などの権利は一切所有せず、また、これらを主張することもできません。なお、当該使用許諾の権利は、当社の事前の書面による承認がある場合を除き、第三者に譲渡することは出来ません。
3. トレンド計測インディケータにはトレード（取引）を行う上での有益な情報が含まれている為、ライセンス契約者は、トレンド計測インディケータの内容を機密情報として取り扱い、トレンド計測インディケータに関する情報を第三者へ公開すること、または当該情報を第三者との間で共有することはできません。

4. トレンド計測インディケータの内容の全部または一部が第三者によって使用・占有されている事実が確認された場合、または本ライセンス契約者に本契約事項への違反行為があった場合には、当社は本契約を解除することができます。この場合には、本ライセンス契約者は直ちにトレンド計測インディケータの使用を止め、トレンド計測インディケータに係る一切の物を当社へ返還しなければなりません。なお、この場合においても、トレンド計測インディケータの購入代金は当社に帰属し返還しないものとします。
5. トレンド計測インディケータは当社の知的財産であるため、本ライセンス契約者は、事前の書面による当社の承認がある場合を除き、トレンド計測インディケータを模倣もしくは複製することはできません。
6. 本ライセンス契約者は、トレンド計測インディケータが他の購入者にもその使用許諾が与えられることをご認識下さい。ただし、これは当社がトレンド計測インディケータを公にすることを意図したのではなく、またトレンド計測インディケータを機密情報として扱わないことを意図するものではありません。
7. トレンド計測インディケータは、個人使用の目的のみに限定されています。このため、トレンド計測インディケータの指標などを利用して、当社からの事前の書面による承認なく他人への投資助言を行うことや、本ライセンス契約者以外の口座を用いてトレード（取引）を行うことはできません。
8. 本契約書において特に明示されているもの以外、当社が保証するものは一切ありません。本ライセンス契約者は、トレード（取引）手法に関するいかなる保証もなく、その商品性その他一切の目的が満たされる補償はありません。
9. 設定された仮説に基づき算出された指標などには、当然ながら限界があります。実際のトレード（取引）で同じ結果が出ることは保証されていません。また流動性の欠如など市場要素に伴う影響もあり、その結果が左右されることもあります。そのためのシミュレーション結果に反して予想を超えた損害を被ることがあります。実際のトレード（取引）は自己責任で行うものとします。
10. 本ライセンス契約者は、本ライセンス契約以前に交わされた当社との間の会話内容や説明内容、覚書、合意書等は全て無効とし、本ライセンス契約事項のみを両者の合意内

容として取り扱うものとします。

また、今後行われる可能性のある当社からの説明及び報告は当社に依拠するものであり、本ライセンス契約者は、本ライセンス契約に関する変更や追加事項に対して合意します。

11. 本ライセンス契約は、本契約当事者と各々の相続人及び譲受人等の利害関係者にも効力を生ずるものとし、それぞれ本契約の履行義務を負うものとします。
12. 本ライセンス契約の一部の条項が無効または実施不可と裁定された場合であっても、他の残された条項にはその影響を及ぼすことはなく、依然として有効なものとし、本契約当事者等は引き続き本契約の履行義務を負うものとします。

本トレンド計測インディケータ購入者は本契約内容を理解し、『トレンド計測インディケータ』の購入者であること及び本ライセンス契約の当事者であることに同意した上で、本ライセンス契約を電子上で締結する事を理解納得の上購入を申し入れます。

以上